

平成 29 年 11 月 17 日

会員事業所 各位

太田市新田商工会  
会長 江森 義一

平成 29 年度群馬県機械金属工業技術者表彰及び若手技術者奨励賞の  
候補者の推薦について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会事業の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記表彰は、県内の機械金属工業に従事する者のうち技術が優秀で、県産業に貢献して功績顕著な方を表彰するもので、平成 30 年 2 月昭和庁舎で表彰式を予定しております。

つきましては、下記の別添資料を確認頂き、企業より表彰候補者（技術者・従業員）のご推薦をお願い申し上げます。

記

1. お送りする資料

- ①「群馬県機械金属工業技術者の表彰についての内規」
- ②「群馬県機械金属工業技術者の被表彰者選定要領」
- ③「群馬県機械金属工業技術（若手技術者奨励賞）についての内規」
- ④「群馬県機械金属工業技術（若手技術者奨励賞）の被表彰者選定要領」
- ⑤「技術者調査表」（記入用）
- ⑥「技術者調査表」の経営者の証明 記入例

2. 推薦に係る提出書類

- ①被推薦者の履歴書 市販のもの（写真貼付）
- ②技術者調査表 本通知の調査票をコピーして記入するか、当商工会のホームページよりダウンロードして記入ください。

3. 提出期限

上記の書類を平成 29 年 12 月 1 日（金）までに、次のいずれかの方法で太田市新田商工会齋藤宛ご提出をお願いいたします。

提出方法

ア 電子メール添付（被推薦者の履歴書は PDF、技術者調査表は Word ファイル）  
アドレス [saito@ons.or.jp](mailto:saito@ons.or.jp)

イ Fax 送信（0276-57-3536）

ウ 郵送（〒370-0341 太田市新田金井町 607 太田市新田商工会）

エ 持参（〒370-0341 太田市新田金井町 607 太田市新田商工会）

4. 問い合わせ 0276-57-3535 太田市新田商工会 齋藤まで

5. その他 本通知については、ホームページに掲載します。

URL <http://ons.or.jp/>

# 群馬県機械金属工業技術者表彰についての内規

(昭和48年10月24日改定)

(平成3年11月5日改定)

(平成11年10月26日改定)

(平成16年10月6日改定)

(平成27年9月8日改定)

機械金属工業振興対策の一環として行う技術者の表彰については、本内規の定めるところによる。

## 1 目的

県内の機械金属工業に従事(代表者を除く。)する者のうち、その技術が優秀であり、かつ県産業に貢献してその功績顕著な者を表彰して技術水準の向上の意欲を高め、もって機械金属工業の振興を図ることを目的とする。

## 2 対象者

機械金属工業に従事する者のうち、15年以上の経験を有して同一企業に満10年以上勤務し、技術的実務に従事している者。

## 3 被表彰者の決定

知事は、被表彰者の決定について別に定める選定要領により群馬県商工会議所連合会会長及び群馬県商工会連合会会長(以下「両会長」という。)の推せんするものうちから選考のうえ決定する。

## 4 被表彰者の推せん

知事は、前項の規定に基づき両会長が被表彰者を推せんする場合には、推せん書に下記に掲げる書面を添付して提出させるものとする。

- (1) 被推せん者の履歴書
- (2) 被推せん者の功績の事実を具体的に記載した書面
- (3) 被推せん者の所属する事業所の沿革、現況及び被推せん者の同事業所における地位
- (4) 被推せん者の人格及び勤務成績等についての当該経営者の証明書

## 5 表彰

表彰は、知事が予算の範囲内において表彰状並びに記念品を授与して行うものとする。

## 6 表彰の取消し

表彰を受けた者が、被表彰者の体面を失墜するような行為を行ったとき又は推せん書に記載した事実に相違があるときは表彰を取消すことがある。

## 群馬県機械金属工業技術者の被表彰者選定要領

(昭和48年10月24日改定)

(昭和54年12月15日改定)

(平成3年11月5日改定)

(平成27年9月8日改定)

本要領は、群馬県機械金属工業技術者の表彰についての内規3に定める被表彰者の選定要領とする。

- 1 被推せん者の所属する企業が、県産業振興に寄与しているものであること。
- 2 技術が優秀で、年齢が40歳以上であり、かつ以下の要件を1つ以上満たしている者であること。
  - (1) 工業技術の開発又は生産技術の向上に顕著な貢献をなし、かつ企業合理化に寄与したか。
  - (2) 特許若しくは実用新案等の登録を受けているか、又は出願中のものがあるか。
  - (3) 新技術や新製品を開発するために、開発プロジェクトの主要メンバーとして取り組んだことがあるか。
  - (4) 研究論文又は文献等を通じ、研究成果を発表したことがあるか。
  - (5) 機械器具の高度利用が図られているか。
  - (6) 生産工程又は作業条件に対し、顕著なカイゼンがあったか。
  - (7) 品質管理上の社内規格等を制定し、コストの見直しや量産化等の実現に寄与したか。
  - (8) 他の技術者の模範として、後進の育成に積極的に取り組んでいるか。

## 群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」についての内規

機械金属工業振興対策の一環として行う「若手技術者奨励賞」については、本内規の定めるところによる。

### 1 目 的

県内の機械金属工業に従事(代表者を除く。)する若手技術者のうち、その技術が優秀であり、かつ将来にわたって県産業に貢献することが期待される者を表彰することにより、技術水準の向上を図るとともに、産業基盤を支える技術者としての意欲と誇りを高め、もって機械金属工業の振興を図ることを目的とする。

### 2 対 象 者

機械金属工業に従事する若手技術者のうち、10年以上の経験を有して同一企業に満5年以上勤務し、技術的実務に従事している者。

### 3 被表彰者の決定

知事は、被表彰者の決定について別に定める選定要領により群馬県商工会議所連合会会長及び群馬県商工会連合会会長(以下「両会長」という。)の推せんするものうちから選考のうえ決定する。

### 4 被表彰者の推せん

知事は、前項の規定に基づき両会長が被表彰者を推せんする場合には、推せん書に下記に掲げる書面を添付して提出させるものとする。

- (1) 被推せん者の履歴書
- (2) 被推せん者の取組みの内容を具体的に記載した書面
- (3) 被推せん者の所属する事業所の沿革、現況及び被推せん者の同事業所における地位
- (4) 被推せん者の人格及び勤務成績等についての当該経営者の証明書

### 5 表 彰

表彰は、知事が予算の範囲内において表彰状並びに記念品を授与して行うものとする。

### 6 表彰の取消し

表彰を受けた者が、被表彰者の体面を失墜するような行為を行ったとき又は推せん書に記載した事実に相違があるときは表彰を取消すことがある。

### 付 則

- 1 この内規は、平成27年9月8日から施行する。

## 群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」被表彰者選定要領

本要領は、群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」についての内規 3 に定める被表彰者の選定要領とする。

- 1 被推せん者の所属する企業が、県産業振興に寄与しているとともに、若手技術者の育成に積極的に取り組んでいること。
- 2 技術が優秀で、年齢が 40 歳未満であり、かつ以下の要件を 1 つ以上満たしている者であること。
  - (1) 工業技術の開発又は生産技術の向上に向けて、意欲的に取り組んでいるか。
  - (2) 新技術や新製品を開発するために、開発プロジェクトの一員として取り組んだことがあるか。
  - (3) 機械器具の有効利用に率先して取り組んでいるか。
  - (4) 生産工程又は作業条件のカイゼンに率先して取り組んでいるか。
  - (5) 品質管理上の社内規格等を遵守し、コストの見直しや量産化等の実現に向け、積極的に取り組んでいるか。

付 則

- 1 この要領は、平成 27 年 9 月 8 日から実施する。

# 技術者調査表

年 月 日

1. 技術者	
(1) 氏 <sup>ふりがな</sup> 名	
(2) 生年月日	年 月 日生 (年齢) 才
(3) 現住所	
2. 勤務する会社	
(1) 名 <sup>ふりがな</sup> 称	
(2) 所在地	電話 [ ] 番
(3) 業務内容	
3. 被推せん者の 勤務上の地位	
4. 履 歴	① 〇年 〇月 △△△校 △△科 卒業
(1) 学 歴	年 月
〔義務教育修了後の 学歴について 記載してください。〕	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
(2) 職 歴	①経験年数； 年 ヶ月 ②勤務年数； 年 ヶ月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
(3) 賞 罰	



## 経営者の証明 記入例

### 記入例 1

入社以来〇〇年、勤務態度は無遅刻・無欠勤で非常にまじめな性格で、仕事に対する姿勢も他の模範となる存在である。

得意先の信頼も厚く、技術的アドバイスを求められることもある。

零細企業のわが社が、〇〇企業の下請けとして活動するには彼の技術力が必要である。

### 記入例 2

大卒後入社以来〇〇年、まじめに勤務している。

明朗快活、温厚な人柄であり部下の社員からの信頼も厚い。

現在わが社は〇〇を構築すべく研究開発等を進めている。

経営革新を推進する為には必要な人材である。